第5章 環境を守り育てる人としくみづくり・ネットワークづくり

第1節 環境学習の推進

1 現状と課題

県民一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているということだけではなく、実際の行動に結びつけていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身につけ、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

そのためには、環境教育も含めた環境学習が果たす役割は重要です。

本県では、全国的にも早く 4 年 3 月に「千葉県環境学習基本方針」を定めて、県民が自主的に生涯にわたって学習活動を実践していくことを目標に、指導者の育成など総合的な取組を進めてきました。

しかし、策定から15年が経過し、環境学習を取り巻く状況が大きく変化していることから、19年9月に新しい「千葉県環境学習基本方針」を策定したところです。

今後、この新たな基本方針に基づき、県民、NPO等の民間団体、事業者、教育機関、市町村、県など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かしながら相互に連携・協働して、環境の保全・再生のために主体的に行動する人を育てる環境学習を推進していくことが求められます。

特に、地球温暖化防止や*生物多様性保全など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を進めることが必要です。

また、現在の環境問題は、資源・エネルギー、 食糧、人口など様々な課題とも複雑に関連してい ていることから、問題の背景や原因を多面的・総 合的にとらえる目を養っていくことが重要です。

さらに、様々な課題を自らの問題として捉え行

動する人づくりにつなげていくためには、地域に おける環境保全活動を活かした環境学習を進めて いかなければなりません。

(1)環境学習の必要性

千葉県では、高度経済成長期以降、急激な工業 化と都市化が進む中で、私たちはさまざまな環境 問題を経験してきました。事業活動に起因する大 気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法 律や県独自の条例・協定の規制・指導により大き く改善されました。また、自動車排ガスによる大 気汚染、生活排水による身近な川や沼・海の汚濁 など、都市・生活型の環境問題は、まだ、環境基 準を達成できない地域も残されていますが、自動 車の規制や下水道の整備等により改善されつつあ ります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより、私たちの消費生活は、拡大しましたが、その反面、ごみなどの廃棄物の増加をもたらしました。環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発にともなう自然環境の喪失、林 業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等によ る耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄など の問題にも直面しています。

また、私たち人間活動の拡大によって地球の温暖化が急速に進んでいます。すでに世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。私たちの将来の世代、そして人間だけでなく、地球上の多くの生物の存続に関わるほどの危機的な状況に直面しようとしています。

私たちは、温暖化などの地球的規模の環境問題や、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用にともなって、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困化を進めるなどの問題を引き起こしています。

しかし、このような環境問題を解決するための 世界的な取組が推進され、意識や関心が高まって きています。

私たち一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体の協働による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会の創造に向かうことができます。

そのためには、子どもから大人まで、また、学校・家庭・地域・職場などさまざまな場で、環境問題を理解し、いのちを大切にする心を育て、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが重要です。そして、その基盤となる環境学習の取組を積極的に推進していくことが必要です。

(2) 千葉県の環境学習の取組と課題

環境学習については、4年3月に「千葉県環境 学習基本方針」を定めて、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、「機会づくり、 教材づくり、指導者づくり、拠点づくり」など総合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修を継続的に実施するとともに、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

このような取組が基盤となって、県民の環境への関心は高まり、環境保全活動の輪が着実に広がってきてはいますが、なお一層の広がりが必要です。

国においては、15年7月に環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、16年9月には、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が示されました。

世界においては、17年から「国連持続可能な開発のための教育の10年」(D-ESD)が推進されています。

地球温暖化や生物多様性など、環境問題の深刻 化や、次のような課題に取り組むことが必要になってきました。

- ・ 主体の役割分担の明確化と連携・協働のしく みづくり
- ・ 学校での環境学習と各主体との連携の強化
- ・ 環境学習の拠点となる関連施設間の連携の強化
- ・ 地域の環境保全活動から学ぶ環境学習の推進
- ・ 持続可能な開発のための教育 (ESD)につな がるプログラムや機会の充実

(3) 千葉県環境学習基本方針

そこで、19年9月に県民参加により、新千葉県 環境学習基本方針を策定しました。

本方針は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条(地方自治体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針等を作成・公表するように努める)に基づき、また、「千葉県環境基本条例」第9条に基づく「千葉県環境基本計画」及び条例第18条(環境の保全に関する学習の推進)を踏まえ、環境学習の推進を図っていくうえでの基本的な考えとその方向を定めたものとして位置付け、各主体が環境学習を推進するための根拠となるものです。

ア 県民参加による方針策定のプロセス

18年11月から12月にかけて、環境基本計画、 生物多様性ちば県戦略、環境再生計画と千葉県 環境学習基本方針の策定を目指して、市民団体 がタウンミーティング実行委員会(44団体)を つくり、「ちばの環境づくりタウンミーティン グ」が全体で20回開催されました。このうち、 環境学習を主課題とした集会が3回開催され、 ここで出された意見をもとに県が素案を作成し ました。

タウンミーティングの参加者から「環境学習 基本方針をつくろう会(以下つくろう会)」が 組織され、県民と県が共同で案をつくりました。 県のパブリックコメント期間中に、つくろう会 主催の説明会が県内 5 箇所で開催されました。 県民や各界の意見をもとに、県が方針を策定し ました。

イ 基本方針がめざすもの

「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくり」

県民一人ひとりが、環境や環境問題に対する 豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題 の現状やその原因について単に知識として知っ ているということだけではなく、実際の行動に 結びつけていく能力、すなわち、問題を発見し、 問題の根本原因を把握し、解決のための方法を 見出し、必要な技能を身につけ、多くの人と協 力して問題を解決する力を育むことが大切です。 ウ 環境学習推進にあたっての視点

(ア) みんなが連携・協働し地域社会全体で 取り組む

住民、学校、NPO、地域団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

(イ) 地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高いものであり、私たちは、温室効果ガスの排出の少ない低炭素社会に変えていかなければなりません。

このことを理解し、地球温暖化防止にどのように取り組んだらよいかを学び、行動することが重要です。

(ウ) 生物多様性の保全に取り組む

私たち人間は、生物の一員として他の生物とともにこの地球上で生きており、また、多くの生物に依存して生きています。環境学習により、いのちのつながりを学び、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

(エ)生涯にわたる学習活動として取り組む 環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしに かかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢 層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学 習内容に重点を置いて進めることが大切です。

(オ) 地域の環境保全活動から学ぶ

環境問題を解決するためには、様々な課題を 自らの問題として捉え、身近なところから行動 することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を生かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

(カ)環境問題を多面的・総合的にとらえる

地球温暖化防止、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・エネルギー、経済、食糧、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連しあっていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいのかを考えることが必要です。

エ 環境学習推進の施策

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広げていくためには、それぞれの役割や特性を生かした環境学習に取り組むとともに、お互いの立場を尊重したパートナーシップのもとで、連携・協働し、次の取組を推進・促進します。

- 人材の育成と活用
- ・情報の提供
- ・プログラム・教材の開発
- ・拠点の連携と場の活用
- 機会の提供
- •調査研究
- ・県の率先取組

才 推進体制

県民、学校、事業者、行政など環境学習に取り組む各主体による連携・協働した環境学習を推進するため、各主体で構成する「ちば環境学習ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を設置しました。

このネットワーク会議では、環境学習の情報

収集や情報共有のシステムづくり、指導者養成、 プログラム・教材づくり、場づくりなどについ て検討を行い、実施計画案を策定しています。

また、環境関連部局、教育庁など、環境学習 に関連する行政各機関により構成する「環境学 習推進連絡会議」を設置し、緊密に連携・協力 し、環境学習の総合的・効果的な推進に努めま す。

カ 財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に 関する事業を展開する資金を安定的に確保する ため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基 金」を設置しました。環境学習を推進していく 上でこの基金の収益を有効に利用していきます。

また、ふるさと千葉の自然を守るとともに、 里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝え る活動を支援するため、14年2月に創設された 「ちば環境再生基金」を活用するほか、民間の 環境関連基金や資金等を積極的に活用していき ます。

2 県の施策展開

(1) 生涯学習としての取組

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、 世代や経験に対応して、次のような事業を展開し ています。

ア 機会づくり

(ア) 県民環境講座の開催

環境や環境問題の現状について、理解を深めてもらい、今後の自主的な活動につなげてもらうことを目的に、一般県民向けの環境学習講座を8年度から開催しています。

(イ) NPOによる公募型環境学習事業

県民の環境学習の効果的な推進を図ることを 目的に、環境学習を専門とするNPO に体験型 の環境講座実施業務を委託する事業(公募方式) を15年度から開始しています。

<環境講座の種類>

○体験型環境講座

一般県民(大人)向けの体験型環境講座で、 20 年度は、①ストップ地球温暖化千葉県推進 会議による地球温暖化と食料・エネルギー問題 に関する体験実習②ちば・谷津田フォーラムに よる地元産木材を生かした住宅のよさなどの体 験講座の2つが実施されました。

○こども環境講座

県内小・中学生向けの体験型環境講座で、20年度は、①千葉県自然観察指導員協議会による人間の生活と森との関係を学ぶ体験学習 ②NPO法人いちかわ地球市民会議によるエコクッキングとエコショッピングの2つが実施されました。

イ 教材づくり

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を 説明した、わかりやすい教材の整備」を目標に、 教材づくりを進めています。これまで、環境学 習ガイドブック、環境学習用ビデオライブラリ ー、環境学習キット等を整備しました。

12年度には、小学校5年生向け環境学習用副 読本「環境とわたしたち」をはじめ、環境白書 などを教材として県庁ホームページから提供で きるようにしました。

14年度には、市民等と協働で小学生向けの教材である環境保全活動支援地図「エネルギーと暮らし」を作成しました。

19年度には、家族のみんなで楽しくCO2削減に取り組んでもらうための小学生用「ちばCO2CO2ダイエット夏休み学習帳」や一般県民用「チャレンジシート」を作成しました。

さらに、20年度は、環境問題を身近なものとして考え、自ら解決する人づくりを目的として、環境学習に関する専門的な知識とノウハウを持ったNPO及び事業者を公募し、環境学習教材の作成を委託する事業を行いました。

ウ 指導者づくり

(ア) エコマインド養成講座・指導者養成講座 の開催

環境について幅広い視点を持った環境学習・ 環境保全活動の指導者を養成することを目的に、 知識をつけるための一方的な講義形式の講座で はなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの 体験から学んでいく参加者主体の講座を5年度 から開催しています。

20年度は、内容を一部改良して3コースで実施しました。

<コースの種類>

○エコマインド養成講座「県民コース」

県の環境の現状や主要施策に関する講義、環境保全団体に参加しての活動などの必修科目を8日間、環境保全活動の実践者による講義・体験活動について3日間以上を選択して受講するコースです。地域での環境保全活動の担い手を養成することを目的としています。

○エコマインド養成講座「教員コース」

教員コースは、県教育委員会と共同で、千葉 県総合教育センターを会場に3日間開催しました。

地球温暖化防止をテーマにして、環境教育および温暖化に関する講義や、参加体験型プログラムの体験や学習プログラムづくりを実施しました。

学校における環境学習の授業をどのように展開していったらよいのか、児童生徒の理解を深めさせたらよいかなどについて、体験等を通じて、学習技術の習得を目指しています。

○エコマインド指導者養成講座

エコマインド養成講座の修了生など、環境問題を解決するためにすでに活動している方が更なるステップアップを目指し、実践的な活動の指導方法の学習や環境学習プログラムづくり等により、各地域の指導者としての考え方と技能を身につけます。

(イ) 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する 学習会・講座などに、講師として環境学習アド バイザーを派遣する制度です。講師への謝礼は 県が負担します。

アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物環境、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境学習全般に分かれています。

19年度は、アドバイザー21名で89回の派遣を行いました。

エ 拠点づくり (環境研究センターの取組)

環境研究センターは「千葉県環境学習基本方針」に基づく環境学習拠点施設に位置づけられており、展示・図書・視聴覚コーナー等を備える学習施設を研究施設に併設しています。

環境学習施設は、環境問題に係る展示の他、 各種企画展示や体験型学習、民間団体等の交流 が行える施設となっています。

環境研究センターでは環境学習施設を中心に、 環境学習に関するニーズに合った情報の提供と、 これまで培った環境に係る研究成果の還元を目 標に以下の事業を行っています。

(ア) 公開講座の開催

環境研究センターでは、県民の方々とのパートナーシップの確立を目指し、多くの県民の方々が、様々な環境に関するテーマを受講できるように、原則として毎月1回公開講座を開催しています。19年度は13回の開催で740名の参加を得ました。

図表 5-1-1 公開講座開催状況 (19年度)

No.	開催月	テーマ
1	5月	千葉県における地震災害とその教訓
2	6月	ふれてみよう房総の地質環境
3	7月	船上から知る東京湾 -港湾視察船「若潮」 による東京湾一周-
4	8月	船上から知る東京湾 -港湾視察船「若潮」 による東京湾一周- (上記追加講座)
5	8月	夏休み親子リサイクル工作教室
6	9月	自動車リサイクル工場と廃棄物処分場の見学
7	10 月	水質簡易分析学習 ①簡易水質分析の実習、②市民が水質調査 を行うこと(講義)
8	10 月	バスを利用した都川視察
9	11月	環境教育ワークショップ「持続可能な社会 をめざして」
10	12月	化学物質問題への取組 ①水環境分析について - 化学物質研究室の これまでと現状 - ②PRTR制度に係る取組みの現状と見直 しの動向
11	1月	「音」と「におい」のサイエンス ①騒音の話と音の実験、②ヒトの嗅覚を用 いた臭気測定法の話と実習
12	2月	大気汚染、地下水汚染に関する講座 ①揮発性有機化合物(VOC)の大気環境に及 ぼす影響と現状 ②地下水汚染の調査手法について
13	3月	"酸性雨"を取り巻く諸課題 一大気環境を取り扱って35年 "天に唾 すれば…"-

(イ) 啓発冊子の発行

環境研究センターで行っている事業や最近の 環境問題等を分かりやすく解説した「センター ニュース」を年間4回発行しました。

また、廃棄物の現状、処理システムやリサイクルの仕組み等を分かりやすく解説した「ゴミとリサイクル 2008」を発行しました。

図表 5-1-2 センターニュース発行状況(19年度)

No.	特集記事	
第4号	歯磨き剤など生活用品による水質汚濁	
(6月30日発行)	について	
第5号	化学物質をメダカで知る(新たな環境	
(10月1日発行)	モニタリング手法の開発)	
第6号	航空機騒音の低減対策	
(12月31日発行)		
第7号	大気汚染により植物に現れる可視被害	
(3月31日発行)		

(ウ) 環境学習施設の利用

環境学習施設において環境に関する分かりや すい情報の提供を行っています。

また、希望によりミニ講座・ビデオ学習会の 開催や、各種機関・団体が実施する環境学習や 施設見学を受け入れています。

(エ) 環境情報の提供

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町 村情報等を収集、整備し、希望により貸出を行っています。

19年度末の蔵書数は1,908冊、貸出用ビデオ 117本となっています。

(オ) 環境研究センター一般公開

環境月間、科学技術週間の関連行事として、 公開講座及び研究施設の一般公開を行いました。 (カ) ホームページによる情報の提供

「大気汚染による植物被害」、「空気と水の汚れを調べよう」など環境学習に関する情報を環境研究センターホームページにおいて提供しています。

(キ) 講師等の派遣

より多くの啓発機会を提供するため、各種機 関が実施する多数の研修会、講習会等へ講師と して派遣しています。

図表 5-1-3 環境研究センター啓発関係総括(19年度)

項目	実績数	
センター来館者数	1,482名	
公開講座参加者数	740 名	
受入研修生	国内 18 名・海外 40 名	
センターホームページ アクセス数	34,947 回	
蔵書数	1,908 ∰	
ビデオ数(貸出用)	81 タイトル・117 本	
パネル(貸出用)	22 種類 22 枚	

(2) 学校教育としての取組

千葉県の学校においては、従来から、社会科や 理科を中心に、児童・生徒の発達段階に応じて、 自然と人との関わりや環境を保全することの大切 さなどを指導しています。

地域の清掃活動や、空き缶・空き瓶等のリサイクル活動は、学校種にかかわらずほとんどの学校で取り組まれています。

ア 小・中学校での取組

14年度から、新しい学習指導要領が全面的に 実施され、全ての小・中学校で「総合的な学習 の時間」が設けられました。この「総合的な学 習の時間」では、小・中学校の多くで環境に関 わる学習活動が展開されています。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習 を取り入れた教育活動(浄水場や清掃工場の見 学、植栽活動等)を展開している学校も少なく ありません。

また、中学校の選択教科(社会科、理科など) の中で環境問題を取り上げるなどの取組もみられます。

イ 高等学校での取組

高等学校においても、各教科(公民科・理科・家庭科など)や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。これら以外にも「環境科学」「環境学」等の環境に関する学校設定科目を設定し教育課程に位置づけ、環境教育の推進を図る学校もあります(千葉高校、生浜高校、行徳高校、松戸矢切高校、沼南高校、茂原高校、市原八幡高校)。

(3) パートナーシップの構築に向けて

ア 地域に根ざした環境学習

環境問題は日々の暮らしと深いかかわりがあることから、住民、学校、NPO、地域団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの役割や特性を生かして取り組むことが必要です。さらに、地域社会全体の取組へと広げていくためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップのもとで、連携・協働することが必要です。

県は、関係する各主体と連携・協働し、環境 学習の取組を推進・促進しています。

イ こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域のなかで仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動を展開することが期待されます。

千葉県の*こどもエコクラブの登録状況は、 20年11月末現在、102クラブ2,727人であり、様々な活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、千葉県版情報誌「こどもエコネットちば」を発行し、関係者全員に配布しています。また、毎年、こども環境会議を開催し、各クラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っています。19年度は、2月2日に千葉市こども交流館アリーナで開催し、3団体の活動事例発表やエネルギーを体験する実験が行われました。

企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待されます。

ウ 市民・NPO・企業・行政の連携

本県では、「環境シンポジウム千葉会議」や「エコメッセ in ちば」(環境活動見本市)を市民、企業、行政のパートナーシップによる実行委員

会形式で開催し、より良い「環境づくり」を目指しており、その概要は次のとおりです。

(ア) 環境シンポジウム千葉会議の開催

「環境シンポジウム千葉会議」は、市民・大学・企業・行政の連携・協力の下、環境学習と環境保全活動を推進することを目的に、7年度から開催されています。このシンポジウムの分科会から、「地球温暖化の防止」や「ごみ問題」に対する市民の自主的なネットワークが生まれています。

(イ) エコメッセちばの開催

市民・企業・行政などが、環境問題解決のための目標と方法をともに考え、それぞれの役割を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的に、8年度から開催しています。

本県では、これからも、こうした活動を通じて、市民・NPO・企業・大学・行政などのパートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を身につけ主体的に行動できる人づくりをめざします。

第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に行ったアンケート調査(19年3月 実施)によると、日常生活における環境配慮として「ごみの分別」などルール化されたものや「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、それ以外の実施率は低くなっています。

また、環境保全活動に参加した経験のある人は、 回答者の36.0%に留まっており、環境問題への関 心の高さにも関わらず、実際の活動への参加には、 十分結びついていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、 自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的 とするNPOなどの民間団体により、自発的に行 われていますが、多くの団体においては、より一 層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営 スタッフの不足などにより、なかなか実現できな い状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである*ISO14001・*エコアクション 21 の認証取得や企業の*社会的責任(CSR)としての環境保全活動に取り組むといった行動が増えてきています。

しかし、一方でコスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とはいえない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとはいえません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して 行われるのではなく、各々の持つ人材や情報を交 流し、協働して実施されることにより、より一層 効果的なものとなることが期待されます。 このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

2. 県の施策展開

(1)環境配慮の普及と県の率先行動の推進

京都議定書の基準年(1990年)に比べ、近年では、温室効果ガス部門別排出量のうち、民生(家庭系・事業系)部門の伸び率が大きくなっており、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換が求められています。

このため、環境に配慮した事業活動を推進する 仕組みとなる環境マネジメントシステム (IS014001・エコアクション21等)の構築を支 援するとともに、県自らが率先して、事務・事業 から排出される温室効果ガス排出量の削減を実行 することにより、地球温暖化防止対策の推進を図 っています。

ア 環境マネジメントシステム

(ア)環境マネジメントシステムの構築について 近年、地球規模の環境問題や都市・生活型の 環境問題への対応が大きな課題となっている中 で、県民や事業者が環境に配慮した行動を実践 し、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の 社会経済システムを環境負荷の少ない循環型社 会へ変革していくことが必要とされています。

そこで、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してIS014001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、13年4月からその運用を開始し、環境保全対策の計画的かつ総合的な推進及び日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めています。

なお、14年2月には、知事部局の本庁及び出納局を登録範囲に IS014001 の認証を取得し、20年1月に更新されたところです。

(イ) 環境マネジメントシステムの概要

a 策定

13年3月、「千葉県地球環境問題連絡会議(副知事を会長に、各部長で構成)」で審議を行い、知事により決定しました。

b 適用範囲

このシステムは、県の全ての機関(本庁及び 出先機関)が行う事務・事業を対象としていま す。

c 環境方針

県の事務・事業活動に伴う環境負荷を低減して環境保全を図るため、「千葉県環境基本条例」や「千葉県環境基本計画」の基本的考え方等を踏まえ環境方針を定め、文書化して全職員へ周知するとともに、広く一般に公表しています。

環境マネジメントシステムの基本的な方針と して、

- ・環境保全施策の計画的・総合的な推進
- ・日常活動における環境負荷の一層の低減
- ・事業活動における環境影響の一層の低減 等を掲げています。

d 環境目的

環境マネジメントシステムの基本的な方針として、日常活動や事業活動における環境負荷の一層の低減等を掲げ、環境方針を実現するため「電気等のエネルギーの削減」や「紙類の使用量の削減」、「廃棄物の削減」等31項目を設定しています。

e 目標の設定

環境目的の具体的な達成度を評価するための 指標である目標として、78項目を設定していま す。

主な目標は次のとおりです。

- (a) 日常活動における環境負荷の一層の低減
- ・電気の使用量を12年度に比べて、22年度までに5%削減する。
- ・コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使 用量を13年度に比べて、22年度までに25%削 減する。
- ・本庁舎における一般廃棄物の発生量を12年度 に比べて22年度までに5%削減する。
- ・事務用品における環境配慮物品の調達率を22 年度までに 25%とする。

- (b)事業活動における環境影響の一層の低減
- ・県公共事業のアスファルト・コンクリート魂 の再資源化率を22年度までに100%とする。
- ・県公共事業の建設発生土の有効利用率90%以上を維持する。
- ・上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率 を22年度までに98%以上を維持する。
- ・下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を85%以上とする。
- ・延床面積が一万㎡以上の大規模施設を管理運営委託する場合には、「環境に配慮した管理運営計画」を委託者に提出させる。

f 実施体制の確立

本システムの着実な運営を図るため、環境管理責任者(環境生活部長)、環境活動責任者(各部局庁の長)、環境活動推進員(全所属長)を設けました。

g 研修の実施

環境目的及び目標を実現するためには、職員一人ひとりの自覚と日常的な努力が特に重要なことから、各部局庁に環境研修責任者を、また全所属に環境研修推進員を置き、各所属において一般職員研修等を実施しました。

h 環境監査と知事による見直し

環境監査員(県職員)による環境監査を実施して、各部局庁の運用実績を評価するとともに、知事による見直しを行い、システムの継続的な改善を図ります。

i 運用実績の公表

運用実績は、毎年度、インターネットなどを 通じて広く一般に公表します。

(ウ) ISO14001をめぐる動き

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるIS014001は8年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、(財)日本適合性認定協会のデータによると、20年3月末現在で、20,549件となっています。また、県内の認証取得件数は、20年3月末現在で、484件あります。

イ. 千葉県庁エコオフィスプラン(県自らの取組)(ア) 策定の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条(20年6月13日付けの法改正により現在は第20条の3)の規定により、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するための「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を14年8月に策定しました。この計画の期間終了(18年度)に伴い、これまでの実績を踏まえて「千葉県庁エコオフィスプラン~千葉県地球温暖化防止対策実行計画(第2次)~を策定し、引き続き取組の推進に努めます。

(イ) 実行計画の概要

- ○計画の期間:18年度から22年度までの4年間
- ○計画の基準年度:12年度を基準年度とする

○計画の対象

- 対象とする温室効果ガス①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロフルオロカーボン
- ・対象とする組織・事務事業の範囲 原則として、県の全ての機関において実施 する事務・事業を対象とする。

なお、警察業務の一部については、それら の業務の特性を考慮し、排出量算定に含め ない。

○目標

- ・温室効果ガス削減の目標 温室効果ガス排出量を 12 年度(二酸化炭 素換算量 195, 254 トン)に比べ、22 年度ま でに8%削減する。
- ・項目別の削減目標

項目	目標	
電気使用量	電気使用量を5%削減する。	
庁舎等燃料使用	庁舎等における都市ガス、灯油、	
量	重油等の燃料使用量を15%削	
	減する。	
公用車燃料使用	公用車燃料(ガソリン及び軽油)	
量	の使用量を15%削減する。	

○取組内容

環境マネジメントシステムに基づく取組を基本とし、特に、低公害車の導入推進及び職員の一層の意識向上を図る。

○推進と点検・評価

環境マネジメントシステムの体制を活用し、 実施及び運用、職員に対する研修、点検及び 是正措置等を講じ、計画の推進を図る。

(2)環境保全活動の推進

ア 環境月間

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがいのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により 昭和48年から、6月5日からの1週間を「環境 週間」に、3年からは6月を「環境月間」とし、 さらに5年には環境基本法により6月5日が 「環境の日」と定められました。

(ア) 千葉県環境月間行事の実施

県では、昭和48年から6月を「千葉県環境月間」として、毎年各種の啓発行事を展開しています。

20 年度は、「温暖化 未来の地球が とけちゃうよ」をテーマに各種行事を展開し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。

(イ) 環境功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者(千葉県環境賞)として昭和52年度から、地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者として昭和56年度からそれぞれ表彰していましたが、20年度に両表彰制度の見直しを実施し、千葉県環境賞は廃止し、新たに千葉県環境功労者知事感謝状を創設しました。

この表彰は、環境美化又は環境保全に関し顕 著な功績のあった者に対し授与されます。

イ NPO等との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により 生じるものではなく、人間のあらゆる活動から 生じる問題です。

このため、県民、NPO等の民間団体事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいくことが求められます。

既に県内各地域で、多くの県民、NPO、 事業者が、環境の保全活動に取り組んでいます が、相互の連携・協働を図り、地域から環境保 全活動の輪を広げていくことが必要です。

このため、県では、NPOや事業者などの活動を支援する施策やNPOとの協働事業を推進しています。

(ア) 環境保全活動を行うNPOへの支援

本県では、重点施策のひとつとして「NPO 立県千葉の実現」を掲げ、14年度からNPO施 策を本格的にスタートさせました。

この一環として、NPOが自ら行う組織基盤 強化を図る取組や、地域への浸透や連携に向け た取組など、NPO自らが力量を向上する行為 を奨励することで、県内NPOの自立促進とN PO活動のさらなる発展を目指すために、「NP Oパワーアップ補助金事業」を実施しています。

20年度は全体で44件の応募があり、このうち環境分野では12件の応募があり、NPO法人里山会の「自然体験活動指導者の育成及び里山の自然環境保全事業」、GONETの「PETボトルキャップリサイクル運動」など、8件を補助対象として決定したところです。

(イ) ちば環境再生計画推進に向けた取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うためには、地域住民やNPOなどとの連携が重要であることから、県民総参加による「ちば環境再生基金」を(財)千葉県環境財団に設置しました。

基金の事業活動の一つとして、NPO・民間

活動団体が実施する県内での自然環境の保全と 再生等の活動を公募し、助成を実施しています。 (ウ) 各主体との協働

県民、企業、NPO、行政等が連携して、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが重要であることから、環境シンポジウムやエコメッセを各主体からなる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。

19年度に策定された「千葉県環境基本計画」、「生物多様性ちば県戦略」、「千葉県環境学習基本方針」においても、策定に先立って「千葉県環境づくりタウンミーティング」が開催され、白紙の段階から多くの県民の方々の参画をいただきました。

また、NPOと協働して地域の課題解決を進めるため、「ちばパートナーシップ市場」事業を 実施しています。

20年度は、環境分野で「浄化槽使用者に対する水質保全に関する啓発教育の実施」と「環境学習コーディネーター人材育成・活用検討事業」の2事業が採択候補となり、21年度に県とNPOとの協働事業として実施する予定です。

ウ 環境に配慮した事業活動の促進

(ア) 千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度

a 概要

県では、中小企業者等が行う環境保全施設の整備に対して、必要な資金を融資するとともに、融資を受けた者の負担の軽減を図るために利子の一部を補助しています。

20年9月末現在の融資対象施設、融資条件等は図表5-2-1のとおりです。

図表 5-2-1融資対象・融資条件等(20 年 9 月現在)

	= -
	・施設整備資金
	①ばい煙処理施設 ②粉じん処理施設
	③汚水処理施設 ④地下水汚染浄化施設
	⑤騒音又は振動防止施設 ⑥地盤沈下防止施設
	⑦悪臭防除施設 ⑧化学物質汚染等防止施設
	⑨地球温暖化防止施設⑩低公害車又は低公
	害車用燃料等供給施設 ⑪自動車から排出
融資	される粒子状物質を低減するために有効な
対象	ものと認められる自動車又は自動車の装置
	⑫工場又は事業場の敷地の境界の内側に当
	該境界に沿って造成され、又は敷地外に造成
	される緑地 ⑬廃棄物処理施設 ⑭容器包
	装廃棄物再商品化施設 ⑮環境管理システ
	ム認証関連施設(IS014001、エコアクション21)
	16アスベスト除去工事
	工場等移転資金
	• 融資限度額
	対象経費の80%以内
	施設整備 中小企業者 5,000 万円
	組合 6,000 万円
	工場移転 中小企業者 8,000万円
	組合 8,000 万円
融資	融資利率 年2.8%
条件	・利子補給率 年1.3%
等	(融資額 5,000 万円 [組合 6,000 万円] 以下
11	の場合は5年以内、5,000万円を超える場
	合は7年以内)
	・融資期間 7年以内、5,000万円(組合
	6,000 万円)を超える場合は
	10年以内
	・償還方法 割賦償還(1年以内の据置
	期間設置可。)

b 利用状況

19 年度は低公害車等 8 件に対し融資を行い、 融資総額は 66,223 千円でした (図表 5-2-2)。

図表 5-2-2 中小企業環境保全施設整備資金融資利用状況

(融資額の単位: 千円)

年度	区分	汚水処理施設	低公害車等	地球温暖化防止施設	アスベ スト除 去工事	計
17	融資件数	1	9	_	1	11
	融資額	28,000	65,520	_	20,000	113,520
18	融資件数	1	23	1	_	25
	融資額	16,400	310,040	50,000	_	376,440
19	融資件数	_	8	_	_	8
	融資額	_	66,223	_	_	66,223

(イ) 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への 負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必 要があります。

その中で、環境関連産業は、21世紀において 大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に 雇用面や市場面での著しい成長が期待される産 業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新 事業創出の促進を図るため、東京大学・千葉大 学等の県内理工系大学、企業、産業支援技術研 究所・環境研究センター等の公設試験研究機関 等が参加する産学官連携の「千葉県環境新技術 開発事業化研究会」を開催しています。

研究会では、情報提供や意見交換に加えて、 環境ビジネスと関係者との交流を図るシンポジ ウムの開催や、リサイクル施設見学会等の活動 を行い、環境関連分野に取り組む企業を支援し ています。

エ 環境情報の提供

県では、各主体の環境に配慮した自主的行動と協働を推進するために、ホームページ、環境白書、パンフレット等を通じて、環境に関する情報をわかりやすく提供するよう努めています(P194「環境情報の提供」参照)。

第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

1. 現況と課題

ちば環境再生基金は、「とりもどそう!ふるさとの自然」をスローガンに、千葉県民総参加による基金として14年に設置されました。

基金創設から7年、県民、NPO等の民間団体 及び事業者の皆様の支援により、募金総額は 11 億円を超える基金に成長し、これまでにNPO環 境活動助成事業や負の遺産対策事業などを実施し てきました。

しかしながら、基金の存在については、県民に 必ずしも十分に認知されているとは言えず、また 基金による助成事業についても十分に活用されて いないのが現状であり、啓発・募金活動の工夫と 基金による助成事業の新たな展開が必要です。

今後も、ちば環境再生基金の設置を継続して、 自然環境の保全・再生などへの活用を図るため、 これまで以上に県民一人ひとりに基金の存在と基 金による助成事業を知ってもらい、さらには県民 自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「資 源循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組 みを、基金として提供していくことが重要です。

図表 5-3-1 「ちば環境再生基金」助成事業の 年度別事業費 (単位:千円)

事業名 年度	NPO 環境活動 助成事業	市町村によ る戦略的自 然再生事業	負の遺産 対策事業	なのはな エコプロ ジェクト	合計
1 4	3,745	_	_	496	4,241
1 5	4,525	_	13,179	920	18,624
1 6	2,547	9,186	16,083	566	28,382
1 7	2,551	5,177	10,471	761	18,960
1 8	2,997	6,024	0	578	9,599
1 9	1,826	8,074	0	745	10,645
計	18,191	28,461	39,733	4,066	90,451

2. 施策の展開

(1) ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化と大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりに共に参加する思いを託せる県民総参加による基金を、財団法人千葉県環境財団に設置しています。

さらに基金を適正に運営し、基金による事業を 公正かつ適切に実施するために、学識経験者、N PO、地元経済界などで構成する「ちば環境再生 推進委員会」を設置しています。

また、専門的な検討を行うために推進委員会の 中に4つの部会が設置され審査、検討を行ってい ます。

(2) 啓発・募金活動の推進

610 万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を 造成しています。

募金活動は、企業等への職場募金の呼びかけや、 県内各地において環境への関心を高めてもらう広 報啓発活動を行いながら実施しています。

19年度における募金額は、584件で、2千6百万円となっており、基金設置からの募金総額は20年3月31日現在3,341件で、11億3千6百万円となっています。(図表5-3-2)

図表 5-3-2 年度別の募金額 (単位:千円)

年度	件数	金額
13	30	2, 992
14	422	521, 623
15	466	560, 463
16	655	7, 643
17	602	7, 719
18	582	8, 380
19	584	26, 738
合計	3, 341	1, 135, 558

また、募金総額及び事業費については、各々30 年度末までの累計目標額を30億円としています。 (図表5-3-3)

図表 5-3-3 募金総額及び事業費の目標と現況

項目名	現況	目標(目標年度)
募金総額	11億3千6百万円	30億円
(累計)	(19年度末までの累計)	(30年度末までの累計)
助成事業費 9千万円		30億円
(累計) (19年度末までの累計)		(30年度末までの累計)

注 募金額については、事業費に充当していきます。

(3) 資源循環型社会づくりの推進

ア なのはな (ヒマワリ) エコプロジェクト 資源循環型社会づくりのモデル事業として、県 民の自主的な参加による「なのはなエコプロジェ クト」を主唱し、参加団体に助成 (1団体 15 万 円を上限、5年間を限度。)を行っています。

このプロジェクトは、休耕田などに植えた菜の 花などの資源作物から植物油を採り、食用油とし て使用した後、その廃食油を原料として石けんを 作るなどの資源循環体験活動を通じて、資源循環 型社会づくりなどへの理解を深めてもらうことを 目的としています。

19年度は、菜の花を活用した取組を行なった2団体、ヒマワリを活用した取組を行なった9団体がそれぞれ参加し、種の収穫、搾油、環境学習活動を行いました。

(4) 自然環境の保全と再生の推進

ア 公募による事業助成

県民自らの手で貴重な自然を保全するとともに、「ふるさと千葉の環境」を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、10人以上のNP O団体などが県内で行う「自然環境の保全、自然環境の再生、体験的環境学習、省資源・リサイクル」の活動に対して公募により助成(事業費の2分の1以内で、50万円を上限。)を行っています。19年度は11事業に対して助成しました。

イ 民間助成制度とのタイアップ

世界自然保護基金(WWF)ジャパンが行う助成事業の審査を通過した団体・個人が行う県内での活動に対して、基金による再審査のうえ助成を行っており、19年度末までに1事業に対し助成を行いました。

ウ 市町村による戦略的自然再生事業への助成 市町村が対象地域の位置付けや保全目標を明 確にして、地域の住民等と連携を図りながら計 画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再 生の事業へ助成(事業費の2分の1以内で、1 事業 1,000 万円限度、複数年可。)を行ってい ます。

19年度は4事業に対し助成しました。

(5) 負の遺産対策の推進

ア 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるものを対象に、市町村などからの申請を受けて、基金より助成(対象経費の4分の3以内)を行っており、19年度末までに2事業に対し助成を行いました。

なお、市町村がこの助成制度を利用しやすく なるように、20年10月に助成率を10分の9に 改定しました。

第4節 県域を越えた連携と国際環境協力 の促進

1. 現況と課題

今日の環境問題は、その要因や影響が広範囲に 及ぶものが多くなっており、県の区域を越えた広 域的な連携がこれまで以上に必要になっていま す。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題に対処するためには、国や地域を越えた国際的な協力が不可欠です。

(1) 県域を越えた連携

本県の経済活動や県民の暮らしは、他の都道府 県と様々なかたちで結びついています。

このため、環境問題を考えるにあたっても、特に社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を実施していくことが求められます。

特に首都圏では、広域的な自動車公害対策として、千葉県と東京都・神奈川県・埼玉県が連携して粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行規制を 15 年 10 月から一斉に施行し、大きな成果を挙げました。

また、夏・冬のライフスタイルの実践など、八都県市(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市)共同で地球温暖化防止のキャンペーン等を推進しています。

今後も、このような広域的な施策が効果的に展開されるよう連携を強化していくことが必要です。

(2) 国際環境協力

地球環境全体を保全していくためには、国際的な協調のもとで問題の解決に取り組んでいかなくてはなりません。

特に環境問題への十分な対応が困難な開発途 上国等に対しては、国による技術的、経済的な支 援のみでなく、地方からも、その保有する人材や 知識、技術等を活用した支援を行うことが求めら れています。 千葉県では、環境研究センター等での海外からの研修生の受入や職員の海外派遣、県内NPOと連携した県民主体の環境保全事例の紹介等を通じて、開発途上国の環境保全活動を支援しています。

また、姉妹都市などの海外自治体との国際交流 のなかでも、環境分野における交流を進めていま す。

さらに今後は、地球環境の保全と再生に向けて 国際協力・国際交流を推進していくなかで、国や 県のみでなく、市町村、NPO等の民間団体、事 業者など広範な主体と協働していくことが重要 になっています。

2. 県の施策展開

(1) 県域を越えたネットワークによる取組の推進 ア 八都県市による取組

八都県市では共同して広域的な課題に取り 組むことを目的として、年2回程度首脳会議を 開催しています。

環境に係る課題に関しては、首脳会議の下に 環境問題対策委員会と廃棄物問題検討委員会 を設置し、具体的な調査・検討・協議等を行っ ています。

(ア) 環境問題対策委員会

環境問題対策委員会では、幹事会、大気保全専門部会、水質改善専門部会及び緑化政策専門部会を設置し、地球温暖化防止キャンペーン(P40「国や他自治体と連携した啓発」参照)、自動車排ガス対策(P118「条例によるディーゼル自動車排出ガス対策」参照)、東京湾の水質改善や緑の保全・再生への取組等を進めてきました。

20 年には、地球温暖化防止のために共同して取り組むべき効果的な対策の連携を図るため、新たに地球温暖化対策特別部会を設置するとともに、

- エコウェーブ(P20「地球温暖化防止一斉 行動(エコウェーブ)」参照)
- ・ エコドライブの普及(P22「エコドライブの 推進」参照)

- 東京湾水質一斉調査
- 緑のカーテン普及キャンペーン などを実施しました。

(イ) 廃棄物問題検討委員会

廃棄物問題検討委員会では、幹事会、減量化 ・再資源化部会、適正処理部会を設置し、資源 循環型社会の構築を目指して、廃棄物の減量化 ・再資源化及び適正処理に関する取組を進め てきました。

20 年には、リデュース・リユースに対する 住民等の意識啓発を図る「3R普及促進事業」 (P77「3R普及促進事業」参照)、容器包装の 減量化や再資源化を促進する「容器包装発生抑 制事業」、ポイ捨てごみ等の不法投棄の実態調 査、産廃スクラム 28(P95「市町村との連携・ 他都県市との広域連携」参照)との共同による 一斉路上調査等を実施しました。

イ 関東地方知事会議による取組

関東地域及び近隣の 10 都県で構成される関東地方知事会議では、地域が共有する諸問題について、意見交換や調査研究が行われています。

環境問題について、19年度及び20年度は、 地球温暖化対策や生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進、産業廃棄物処理施設の許可制度の改善、野生鳥獣の広域的な保護管理の推進などをテーマに意見交換を行い、国に対する地域からの要望を取りまとめました。

また、同会議の下に設置された関東地方環境 対策推進本部では、5つの部会(水環境、大気 環境、地盤沈下の各部会と有害化学物質、地球 温暖化対策の各特別部会)に分かれ、各都県が 共同して調査研究等を行っています。

(2)国際的な取組の推進

ア ベトナムにおける下水道・水環境教育分野 での協力

18 年度、国際協力銀行(JBIC)の委託事業として「ベトナムにおける水環境整備事業に係る効果発現調査」を実施し、ハノイ市を対象に職員を派遣するなど本県の有する下水道維持管理及び環境教育分野でのノウハウを提供しま

した。

県内環境NPOも参加する、現地での意識啓 発のためのワークショップも開催しました。

19 年度からは、ハノイ市を対象とした下水道・水環境教育分野における協力活動を更に推進するため、JICA 草の根技術協力事業(19~21年度の3ヵ年事業)として、職員の派遣や研修生の受入など支援を行っています。

19 年度は、職員派遣による下水道・水環境 教育に係る現状確認及び指導と、研修生受入に よる下水道に係る技術研修、水環境教育研修、 NPO活動現場の視察などを実施しました。



ベトナムでのセミナー開催



花見川終末処理場での研修

イ 環境研究センターによる研修生の受入等

環境研究センターでは、19年度は上記のベトナムにおける環境協力での3名の他、(独)国際協力機構(JICA)からの依頼による「環境リスク評価事業」(サウジアラビア、チュニジア等)及び(財)海外技術者研修協会(AOTS)からの依頼による「大気オンラインシステムに関する

研修」(インドネシア)で、研修生37名を受け 入れました。